平成２２年（フ）第１２７号
福岡市中央区清川３丁目12番１号
債務者　徳井　政敏
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４６号
福岡市東区三苫５丁目４番10―106号
債務者　谷山　辰紀
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４９号
福岡市早良区南庄３丁目10番８号
債務者　前原かおる（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６２号
福岡市南区清水３丁目19番32号
債務者　伊澤　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６７号
福岡市西区福重団地４番703号
債務者　大賀亜砂美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８０号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代651番地２三代団地133号
債務者　守田あいか
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８３号
福岡県太宰府市通古賀３丁目20番17号コーポ宝満Ａ201号
債務者　山口　淑啓
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９０号
福岡県朝倉市屋永4177番地１
債務者　多田　義人
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4714番地４郡嶋アパート
債務者　富田ツイ子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６７号
福岡市中央区荒戸３丁目４番78―806号
債務者　鎌田　博光
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６８号
福岡市東区城浜団地75番304号
債務者　小島ひろみ
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７２号
福岡県筑紫野市紫３丁目４番１―101号
債務者　岩崎　光洋
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７３号
福岡市城南区田島１丁目２番17号
債務者　稲田　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７５号
福岡市博多区住吉５丁目17番２号
債務者　築城加奈子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９０号
福岡県糟屋郡志免町別府４丁目19番１―602号
債務者　西峰　利春
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９４号
福岡市中央区小笹２丁目12番31―201号
債務者　中野美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０５号
福岡県糸島市前原駅南１丁目９番10―302号
債務者　鳴海　栄子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０６号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１　57棟201号
債務者　馬場　二郎
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部